

だれでも判事、だれでも原告、だれでも被告

# 裁判ごっこ NEWS



3号(2023年8月5日)

発行・問い合わせ:「自由と人権」榎本(090-1884-5757)

## 1、本当に「一部敗訴」なのか？

市長所信表明に対する日本共産党の尾崎利一議員による代表質問に、6月15日、和地市長は次のように答えている。「NEWS1号」でも伝えたが、もう一度再現する。

「中央公民館チラシ配置にかかる損害賠償請求事件にかかる弁護士費用等についてであります。現在までの支払金額は140万8000円であります。次に(中略)再発防止についてであります。本件裁判につきましては、一審で市側勝訴、二審で市側一部敗訴となり、裁判所でさえ判断が分かれる事案でありました(口頭では「一部」を強調)。この判決を真摯に受け止め、公民館の適切な運営に一層努めてまいります。」(カッコ内、および下線は引用者)

ここで述べられている市長発言の問題点(事実誤認・印象誘導)については1号でも2号でも述べたので繰り返さない。今号では、「一部敗訴」発言に対して違った角度からスポットを当てる。

当該発言の前段で「一審で市側勝訴」(一審判決を高裁判決と引き比べることのナンセンスさについてはすでに述べた)とあるからには、「高裁も勝訴だったが、一部敗訴した」との印象を聞くものに抱かせる。少なくとも、「全面敗訴ではなかったのだろう」と思わせる効果がある。本当にそうか？

## 2、別件訴訟事例との比較から見る本件「一部敗訴」説

2020年生活保護費支給をめぐる、銀行口座の振り込み欄に「セイホ」とあることから経済的な不利益を受けたとして、東大和市(地域福祉部生活福祉課)を被告とし慰謝料請求及び国家賠償請求を求めた事件がある(具体的な期日・事件番号についてはマスキングされていて不明 ※ここまで隠す必要があるか疑問。このことは以下の裁判所名・事件番号についてもいえる)。訴えは東京地裁立川支部の簡易裁判所に提訴されたものである。したがって(?)着集金は、東京地裁立川支部に提訴したチラシ配置拒否裁判と比べ低額である。

一審で市側勝訴で確定判決となっている。

この件に関する顧問弁護士 橋本勇に対する請求と支払いは以下のとおりである。

【請求】2020年4月3日 着手金 11,000円

同年 12月28日 日当(1回) 55,000円

同年同日 報酬金 22,000円

【支払】事業名称は「生活保護事業費」

(支払い命令日) 同年 4月24日 11,000円

(支払い命令日) 2021年 1月22日 77,000円

いっぽう、チラシ配置拒否事件ではどうか。※顧問弁護士は同上

【請求】2022年2月25日 (地裁) 着手金 594,000円請求

2023年3月14日 (高裁) 着手金 594,000円請求

「裁判ごっこ NEWS 2号」の表記に誤りがありました。

お詫びして訂正します。

表面「2、和地市長の問題発言と印象誘導」の冒頭

誤:「本年1月15日」

正:「本年6月15日」

【裏面に続く】

同年 3 月 29 日 日当 (1 回 55,000 円×4 回) 220,000 円

【支払】事業名称は「中央公民館事業費」

(支払日) 2022 年 3 月 11 日 594,000 円

(支払日) 2023 年 3 月 24 日 594,000 円

(支払日) 2023 年 4 月 21 日 220,000 円

※下線は筆者

福祉部のほうは報酬金（成功報酬）が請求され、手当てと同日に支払われている。しかし、中央公民館には（2023 年 7 月 21 日時点では）その記載はない。ということは、顧問弁護士でさえこの裁判では報酬金を請求できない事件と判断しているのである。市長の言っているように「一部敗訴」であるならば、弁護士は当然報酬金の請求をするであろう。つまり顧問弁護士が勝訴と認識していないにもかかわらず、これを勝訴のごとく表現する市長発言はほぼ虚偽と言っても過言ではない。

このような虚偽答弁の疑いが強い市長答弁を黙って見過ごす市議会であってほしくないと心から思うが、現実はどうか。次期議会が待たれる。

### 3、市政の適切な運営

物事には順序がある。有無を言わず裁判に持ち込まれるなどということはまれである。その前に当事者による前兆行動があったはずだ。

福祉部に関して言うならば、振り込み名の差別的表記に対し、当事者から苦情ないし申し入れがあったのではないか。その段階で銀行に要請し、記載内容を変更してもらえば裁判にまで持ち込まれることはなかったはずだ。ところが役所も銀行も官僚主義と無謬神話に毒されていて、柔軟で適正な対処ができなかったのだろう。間違いを認めたがらない悪しき体質が官僚制にはある。

このことは本件チラシ配置拒否事件でも同様で、行政不服審査段階で適正な運用がなされていれば、申請人に対しての謝罪と事実の公表だけで済んだ。

ここでも過ちを認めたがらない行政のメンツだけで訴訟費用 140 万 8,000 円の税金を使っている。顧問弁護士に対する年間契約料が 102 万 9,600 円だから、いかに高額の税金を投入しているかが分かります。というものである。しかも顧問契約している関係で、これでも着手金は低く抑えられているはずだ。つまり実質的には顧問契約料の中に本件着手金の一部が含まれていると考えるのが相当である。これを計算に入れば、本件弁護士費用は 140 万 8,000 円では済まないことになる。個人だったら決してこんな愚かな支払いはしないはずだ。

### 4、期限遅れの「回答」から

当方の面談要請書や請願書に対する市長からの回答は、回答期限からすべて 1 週間から 10 日遅れて届いている。この時点ですべてアウトだ。請願に対する回答でも、面談や謝罪に応じず、処分への言及はなく、具体的な再発防止策は示されず、「適切な運営」の一言で済ませている。さらに、判決で命じられてないから事実の公表すら行わないのだそうだ。どこかの自治体議会議長の発言を連想させる。「警察には酒をやめるように言われたが、議員をやめるようには言われていない」、市長の器もこの議長レベルか。